

東京大学トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ内規

平成19年7月3日
総長 裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ（以下「TR機構」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 TR機構は、学内におけるトランスレーショナル・リサーチ（以下「TR」という。）に関わる研究者のコミュニケーションの促進と諸課題に関する検討、及び基礎研究の成果に基づく橋渡し研究や臨床研究を推進し、その成果を医療の現場に還元することにより、我が国のTR促進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 TR機構においては、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 東京大学におけるTRの在り方についての検討
- (2) 学内外のTRに関する情報の提供、交換、議論
- (3) TRに関する基礎研究、橋渡し研究及び臨床研究の推進
- (4) シンポジウム等学術的会合の開催
- (5) その他前条の目的達成のために必要な業務

(機構長)

第4条 TR機構に機構長を置く。

- 2 機構長は、本学の教授のうちから総長が指名する。
- 3 機構長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第5条 TR機構に、その管理及び運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 TR機構に関する事務は、医学部附属病院及び医科学研究所附属病院が協力して行う。

(補則)

第7条 この内規に定めるもののほか、TR機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成19年7月3日から施行する。